

日本作物学会東北談話会投稿規定 (2025 年 8 月 26 日一部改正)

1. 筆頭著者は会員（名誉会員を含む）に限る.
2. 投稿論文は講演会で発表したものとする.
3. 刷り上がり 3 頁以上の論文には 2 名の審査員を付す.
4. 審査員は談話会長が委嘱し，前項の論文の査読を行う.
5. 原稿の執筆は日本作物学会東北談話会原稿作成要領による.
6. 原稿は電子ファイルで送る．電子ファイルを用いず郵送する場合で，刷り上がりが 3 頁を越える論文の原稿は，原文のほか鮮明なコピー 2 部を提出する.
7. 電子ファイル以外の原稿の送付は，簡易書留便によることとする.
8. 著者校正は原則として初校に限り，誤植の訂正にとどめる.
9. 掲載された論文の著作権は，日本作物学会東北談話会に帰属する.
 - (1) 2 頁以内の投稿論文を日本作物学会紀事または **Plant Production Science** への投稿に利用する場合は，日本作物学会東北談話会の許可無しに利用できるものとする.
 - (2) 著者は，本誌に掲載される自身の論文および根拠データの著者最終稿を機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載することができる．本誌は，出版と同時に機関リポジトリ等から著者最終稿を公開することを著者に対して許容する.
10. その他編集についての問い合わせは庶務幹事宛に行なう.